

入居資格

1 入居資格

入居申込みは次の1から4までのすべてに該当する場合に限り、入居資格が無い場合、お申し込みをいただいても無効となります。また、入居までの流れは①入居申込、②抽選、③入居資格事前審査、④住戸紹介、⑤資格審査、⑥入居決定、⑦入居説明会、⑧入居の順となりますが、紹介可能住戸の有無等により、③以降のご案内が約半年かかる場合や、案内を行わない場合（入居できない）もあります。

1 現在同居し、または、同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者等を含む）がいること。

- ※1 婚約者の場合は、入居資格事前審査までに入籍できることが条件となります。
- ※2 単身の方は、「◆単身者の場合」を確認ください。

2 現在住宅に困窮していることが明らかなこと。

- ※ 持家を有している場合や、既に公営住宅にお住まいの場合は、原則として申込みできません。

3 入居しようとする家族全員の収入の合計額が、申込み収入基準の範囲内にあること。

（計算法は別添「収入基準の算定方法」参照ください）

4 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと。

◆単身者の場合

入居資格の2から4を満たし、かつ、以下のいずれかに該当する場合に限り、

〈単身で入居できる団地は、大江、水源、泉ヶ丘、保田窪第1、小山田（旧）、八島（旧）、江津湖、東町、武蔵ヶ丘、八幡台、新東町、川鶴、本山、月浦のみです。〉

○単身で申込みできる場合

- 1 60歳以上の人（基準日：申込受付期間最終日）
- 2 身体障害者手帳1級から4級までの交付を受け得る程度の障がいがある人
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までの交付を受け得る程度の障がいがある人
- 4 3と同程度の知的障がいがある人
- 5 生活保護法による被保護者（生活保護受給者）である人
- 6 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 第14条第1項に規定する支援給付を受けている人
- 7 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法別表第1号 表の2の特別項症から第6項症までまたは表の3の第1款症である人
- 8 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人（医療特別手当証書の交付を受けている人）
- 9 被災市街地復興特別措置法第21条の規定により公営住宅法第23条各号に掲げる条件を満たすとき
- 10 DV被害者であり、次の1)、2)のいずれかに該当する人 1)配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設において保護を受けた後、5年以内である 2)配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された後、5年以内である
- 11 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律第2条に規定する ハンセン病療養所入所者等である人
- 12 海外からの引き揚げ者で、本邦に引き揚げてきた日から5年を経過していない人
- 13 福島復興再生特別措置法第40条の規定により公営住宅法第23条各号に掲げる条件を満たすとき
- 14 月浦団地（水俣市）に入居を申し込む人

※ 2から13に該当する場合は、申込時に証明する手帳や書類を提出してください。

※ 常時の介護を必要とする場合は、事前に相談してください。

※ 持家を有している人の入居申込みは、以下の場合に限りです。

- 入居資格審査までに、持家を処分したことが証明できる場合
- 平成 28 年熊本地震・令和 2 年 7 月豪雨により被災された方は罹災証明等が必要になります。詳細は県営住宅管理センターにお尋ねください。

※ 既に公営住宅にお住まいの人の入居申込みは、以下の場合に限りです。

- 2 世帯以上(親世帯、子世帯等)で同居しており、公営住宅の名義人でない世帯
- 適正世帯人員数ではない住戸にお住まいの世帯

(お住まいの部屋の専用床面積と家族数との関係になりますので、詳細については県営住宅管理センターへお問い合わせください)

- 重度身体障がい者(車イス常用者)がおり、当該仕様の住宅への住替えを希望する
- 重度身体障がい者(車イス常用者)用住戸に入居しているが、該当者がいなくなった
- 低層階・エレベーター設置棟への入居希望制度の対象者に該当し、低層階・エレベーター設置棟への住替えを希望する
- 現在お住まいの住宅が遠距離通勤、通院、介護等を余儀なくされている

